

若木小・児童会が中心となって進める校則の見直し（ルールメイキング）について

若木小ルールメイキング

自分たちの学校を自分たちでよりよくするために

- 時期 年1回【2学期検討・決定⇒3学期から適用】
主体 若木小学校児童会
手順 ①若木小ルールメイキングの説明
②見直したいルールの選定
③全学級で賛成・反対・心配の検討
④児童会による集約
⑤教員との協議
⑥コミュニティ・スクール委員会の承認
⑦児童・保護者・地域への周知



詳細は、以下をご覧ください。

令和4年6月に、「こども基本法」が成立し、子どもの権利を守り、意見を表明する機会の確保が定められ、他者との対話や議論を通して考えさせることが重要であると示された。

板橋区では、「板橋区教育ビジョン2025」の実現に向けて、児童に対して、

- ・主体的に課題を発見し、解決に導く力
- ・協働して課題解決に取り組む力
- ・失敗を恐れずチャレンジする力

を養うことがうたわれ、令和5年3月に「校則の見直しに関するガイドライン」が发出された。これを受けて、若木小学校では、以下のように校則の見直し（ルールメイキング）を進めていく。

1 ねらい

学校のルールについて、代表委員会や学級活動等で、児童自らが確認や議論をする機会を設け、自分たちの学校生活をよりよくするために主体的に判断して行動できる資質・能力の育成をねらいとする。

2 若木小生活の基本ルール、学習の基本ルールについて

令和4年度に、これまでの「若木小のルール」、「若木小のやくそく」の見直し・整理を行った。ルールがはっきりしないものや、「若木小のルール」、「若木小のやくそく」でルールが異なるものがあり、教員の指導が徹底しないなどの問題が見られたからである。

令和4年度に、生活指導部が「生活の基本ルール」、学力向上委員会「学習の基本ルール」を作成し、CS委員会の承認を経て、令和4年10月より現在の「生活の基本ルール」「学習の基本ルール」を発行した。

3 「基本ルール」の見直し（ルールメイキング）の流れ

① 代表委員会による取組の推進

学校をよりよくする取り組みを児童主体で進める組織である代表委員会が中心となって取組を進める。意見箱を設置して、全校児童から学校をよりよくする意見を常時集める。

② 代表委員会で「基本ルール」の見直しの手順を説明（9月）

「基本ルール」の見直しについて、「自分たちの学校を、自分たちでよりよくしていくために、代表委員を中心に、ルールの見直しを行う。」ことやその手順について児童集会で説明する。

③ 見直しをする「基本ルール」の選定作業（9月中旬）

議題ポストに、見直したい「基本ルール」について提案してもらい、それを代表委員会でまとめる。まとめた意見を教職員に提案し、共通理解・了承を得た上で、見直しを検討する「基本ルール」を決める。

④ 各学級で話し合い活動（10月）

代表委員会で見直しを検討する「基本ルール」について、各学級で話し合いをする。その話し合いで出てきた賛成や反対、心配について加味して、代表委員会としての意見をまとめる。

⑤ 代表委員でまとめた意見を教員と話し合う（11月）

まとめた意見について、安全上の問題がないかや自治的な活動の範囲を超えていないかなどを教員と確認する。

場合によっては、児童会で再検討を行う。

⑥ CS委員会の承認（11月下旬）

CS委員会に見直し案を提案し、承認をもらう。

場合によっては、CS委員会への児童会役員が出席して、提案の説明を行う。

⑦ 児童集会、学校だより、ホームページで児童、家庭・地域に周知

児童には、児童集会で周知。家庭・地域には学校だより、ホームページで周知する。

⑧ 3学期より見直した新ルールの適用を開始する。